

長野県 軽井沢町 クマゾーニング管理実施計画

1 市町村名

軽井沢町

2 計画開始日

令和 8 年 4 月 1 日

3 対象地域

長野県軽井沢町全地域

4 対象管理ユニット

越後・三国及び、関東山地保護管理ユニット

5 目的

長野県では、「長野県第二種特定鳥獣管理計画(第5期ツキノワグマ保護管理)」(以下「第5期計画」という)において、ツキノワグマ(以下「クマ」という)と人との緊張感ある共存関係を再構築することを目的に、地域区分の設定を行いゾーニング管理に取り組むこととしている。また、地域区分の設定は、県・市町村だけでなく、地域住民も関わりながら行うことで、野生動物との付き合い方を自らの課題として向き合うことを促し、互いを尊重し合う対等な関係を築くことを目指している。

当町では、国有林・鳥獣保護区が存在しながら、同時に町内全域広範にわたる別荘地や観光地を持つ特殊な環境であることから、以前より人と野生鳥獣との遭遇による事故の危険を回避する対応の必要があった。町では、平成 10 年より「クマ個体管理」を実践したうえで、平成 19 年には「クマゾーニングマップ」によるクマ対策を実施し、平成 20 年に「ツキノワグマ保護管理対策基本指針」を策定し、棲み分けによるツキノワグマ対策を継続している。

本基本指針は地域区分(第5期計画の7)から区分ごとの具体的な方策と管理方針(第5期計画の9)までを網羅しているものとの認識から、本町基本指針を第5期計画に準じる計画とするものである。

また、既に活用していたゾーニングマップについても、今回の計画に合せながら実施していくものである。

6 地域区分の設定

町基本指針で設定している地域区分は以下のとおり。

表 1 地域区分の考え方

エリア区分				
町 北 側	(国道旧 18 号線より 北側： 国指定鳥獣保護区内)	人間活動エリア(高)Ⅳ		商業地/宅地(高)
		緩衝エリアⅡ		別荘地
		クマ生息エリアⅠ		森林(林道、施設を含む)
町 南 側	(国道旧 18 号線より 南側： 一般地域)	人間活動エリア(高)Ⅳ		商業地/宅地(高) 集落/教育施設
		緩衝エリア	人間活動エリア(中)	宅地(低) 観光施設Ⅱ
				別荘地Ⅱ
				耕作地Ⅲ
		クマ生息エリア		森林(林道、施設を含む)Ⅰ

対象地域の地域区分マップ

地域区分マップは別紙のとおり。

なお、各地域区分の詳細な設定方法は以下のとおりとした。

- クマ生息エリア（レベルⅠ）
国有林や鳥獣保護区を含む、「人間活動エリア」「緩衝エリア」を除いた森林域をクマの保護を優先する「クマ生息エリア」とした。
- 緩衝エリア（北側：レベルⅡ、南側：レベルⅡ・Ⅲ）
「緩衝エリア」は森林や人工林が多い里山林ではあるが、軽井沢町では、別荘・宅地・観光施設、また耕作地が森林・里山林内に存在し明確な区分が困難である。そこで、北側地域および南側地域の別荘地を、クマへの教育等による侵入抑止（レベルⅡ）エリア、南側地域内で密集度が低い宅地や観光施設がある地域を、緩衝エリアの中にある「人間活動エリア（中）」として捕獲・追い払い等による侵入抑止（レベルⅡ）エリア、南側地域で緩衝エリアの中にある耕作地を防護柵等による防除（レベルⅢ）エリアと細分化した。
- 人間活動エリア
市街地や集落、商業地や教育施設が広がる地域一帯をクマの滞在を防止する人間活動エリア（レベルⅣ）とした。

7 対策の内容

(1) 被害防止対策

ア クマ生息エリア

(ア) 森林環境の整備

クマの主要な生息地となる奥山がクマにとって生息しやすい環境となるよう、計画的な森林の形成を、東信森林管理署に依頼するべく、県と協力しながら進めることとする。

イ 緩衝エリア

(ア) 緩衝エリア整備

クマの潜み場所を無くし出没を防ぐために、林内の見通しを良くするための刈り払い等を行い「緩衝エリア」の整備を行う。

林縁の刈り払いについては、町主体で実施するが、将来的には、地域住民と協力して実施する。

また、必要に応じて補助金を活用するなど緩衝帯整備に継続的に取り組む。

(イ) 遭遇の回避

緩衝エリア内に位置する別荘、観光施設などにおいて、山林内を歩く際は、クマ鈴やラジオなどで音を鳴らして、クマに人の存在を知らせるなどの遭遇を回避する行動の啓発に取り組む。

(ウ) 誘引物の除去

緩衝エリア内に位置する別荘、観光施設などにおいて、クマを誘引する原因となるものの適切な処置などの啓発に取り組む。

例えば生ごみ、食料、ペットフード等を夜間屋外に放置せず、屋内や施錠付きの場所で保管するなど、利用客や施設設置者などに対し適切な処理方法の徹底について啓発に努める。

(エ) 柵の設置と管理

嗜好性の高い農作物などは、耕作者が電気柵等の設置と管理を徹底する。

なお、より防除効果の高い機材の選択や設置、維持管理が行われるように、県と農協と協力し、町が普及啓発を行うこととする。

(オ) 追い払い

クマが、クマ生息エリアから緩衝エリアへ侵入が予測されたり、侵入が認められたりした場合には、NPO法人ピッキオがベアドッグを使用して、生息エリアへの追い払いを実施する。

また、クマを滞在させないように個体監視や追い払いも実施する。

(2) 出沒対策

ア クマ軌轢レベル判定

クマの行動内容を分類し、人に対する危険度によりレベルA（危険）、からレベルE（問題なし）までの5段階で軌轢レベルの判定を行う。判定は、別紙「ツキノワグマ軌轢レベル判定基準（概要）」を基に、町とNPO法人ピッキオとで協議して決定する。

イ 出沒時の対応・捕獲対応

エリア区分とツキノワグマ軌轢レベル判定基準とを照らし合わせ、エリアと軌轢レベルによってどのように対応するか決定し、決定した対策のとおり対応する。

対応を決定するには別紙「ツキノワグマ出沒時の対応基準」を基に、町とNPO法人ピッキオとで協議して決定する。

なお、人の日常生活圏にツキノワグマが出沒した場合は、人への危害を防止する措置が緊急に必要で、銃以外の方法では的確かつ迅速に捕獲することが困難であり、地域住民等に弾丸が到達する恐れがない場合には、軽井沢町猟友会及び軽井沢警察署の協力を得て、町の判断に基づき銃猟を可能とする緊急銃猟の実施により、駆除ができるものとする。

ウ 出沒時の対応

出沒時の対応フローや連絡体制図は、別紙「フロー図」のとおり。

状況に応じて、NPO法人ピッキオが、個別にクマの行動監視と追い払いを実施する。

8 計画の見直し

クマの出沒状況、住宅や農地、また特に別荘や観光施設等の土地利用状況の変化、その他必要に応じて本実施計画を見直すこととする。